

# 環境配慮型県庁立体駐車場整備事業 企画提案競技実施要領

## 1 目的

宮崎県では、第四次宮崎県環境基本計画に基づき、公用車をガソリン車から電動車への切替を順次行っており、それに伴って、充電施設を今後増設する必要があるが、分散している駐車場に設置するのでは、非効率の問題がある。

また、現在、本庁域にある公用車駐車場は分散化しているが、本庁域周辺では大雨による洪水浸水が想定されており、公用車の浸水被害防止を図ることが課題となっている。

さらに、県有財産の有効活用の観点から、分散している駐車場を集約化することも重要な課題である。

そこで、これらの課題を解決すべく、企業局南駐車場に環境配慮型立体駐車場を整備することとし、本事業の実施に当たっては、民間事業者が持つ高度な創造性や技術力、ノウハウ等を活用することにより、高品質化、工期短縮、トータルコスト縮減等を図るため、設計・施工を一括して発注するものとし、受注業者の選定に当たっては、本事業の目的に適した技術提案内容であるか等の観点から総合的に審査・評価し、受注候補者を選定する「公募型プロポーザル方式」で実施するものとする。

本事業は、選定した事業者が、立体駐車場を設計、建設し、完成後直ちに宮崎県に所有権の移転を行うものとする。

なお、立体駐車場を運営管理のしやすさや時間貸し駐車場、電動車に係る充電管理及び配車管理システム利用の視点を踏まえた設計施工を行うものとする。

本要領は、公募型プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

## 2 事業概要

- (1) 事業主体 宮崎県
- (2) 契約者 宮崎県 宮崎県知事
- (3) 事業名 環境配慮型県庁立体駐車場整備事業
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (5) 工事場所 宮崎県宮崎市旭1丁目2
- (6) 業務内容

主な業務内容については以下のとおりであるが、詳細については、別に示す「環境配慮型県庁立体駐車場整備事業業務仕様書」を参照すること。

- ① 実施設計一式（建築、電気設備、太陽光発電設備、充電器設備、蓄電池設備、機械設備、外構等）
- ② 建築工事一式（建築、電気設備、太陽光発電設備、充電器設備、蓄電池設備、機械設備、埋設杭の撤去等）
- ③ 外構工事
- ④ 地盤調査、現状（広さ、高低差）調査
- ⑤ 既存施設解体及び既存施設改修工事
- ⑥ 各種申請手続（申請費用を含む。）

- ⑦ 工事監理、意図伝達業務
- ⑧ 上記に関する関連業務

(7) 留意事項

本工事場所は、周知の埋蔵文化財包蔵地「宮田町遺跡」内であり、評価基準日（令和6年5月2日）時点では、埋蔵文化財確認調査の結果未到来である。

3 発注上限額

1, 492, 400, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

委託料は前金払で3割、残り7割は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 資格要件

(1) 参加者の構成等

- ① 企画提案書等を提出する者（以下「参加者」という。）は、評価基準日（令和6年5月2日）において、下記の（2）、（3）に掲げる要件を満たしている2者～4者によって結成された特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とする。
- ② JVの代表者は、構成員において決定された者（以下「JV代表者」という。）とし、JV代表者の出資比率を最大とする。
- ③ 構成員は他のJVの構成員として、本企画提案競技に参加しないこと。
- ④ 構成員の出資比率の最小限度は、設計業務に参加する者は設計に要する費用の割合とし、施工業務に参加する構成員が3者の場合は工事費の20%、2者の場合は30%とする。

(2) JV構成員に共通する参加要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 実施公告日から本契約締結の時までの間に、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「入札参加資格要綱」という。）第10条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- ④ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者であること。
- ⑤ 県税（個人住民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。（ただし、宮崎県への納税義務者に限る。）
- ⑥ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあたっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又

は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

⑦ 構成員のいずれも経常建設共同企業体の構成員ではないこと。

### (3) 業務別の参加要件

設計・工事監理業務及び施工業務の各業務に当たる者は、上記(2)の要件のほかに、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

なお、JVのうち1者が設計・工事監理業務と施工業務を行う場合は、次の①及び②の両方の資格要件を満たす者とする。

#### ① 設計・工事監理業務に当たる者

##### ア 分担業務分野

分担業務分野の分類は、「建築」、「電気設備」、「機械設備(空調設備・排水設備・昇降機設備を含む。)」に区分し、分野ごとに担当技術者を配置すること。

なお、参加申込者において新たな分担業務分野を追加する場合は、追加する分担業務分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。

ただし、分担業務分野を分割して新たな分野として設定することはできない。

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

ウ 入札参加資格要綱第7条第1項の規定による建築設計業務に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。

エ 建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。

オ 平成21年4月1日から令和6年5月2日までに契約履行が完了した建築物で、新築・増築・改築・改修・解体工事に係る実施設計業務又は工事監理業務を元請として実施した実績(JVの場合は代表者での実績)を有する者であること。

なお、実績に係る発注元は問わない。

カ 配置予定技術者は、次の要件を満たすこと。

なお、管理技術者とは、各分担業務分野の設計業務を統括し、技術上の管理を行う者をいう。

(ア) 管理技術者及び工事監理者は、それぞれ一級建築士の資格を有すること。

(イ) 各分野の担当技術者は、一級建築士、二級建築士、第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者、建築設備士等の分野に対応する資格を有すること。

(ウ) 担当技術者のうち1人以上は、②の施工実績に関する事項に該当する実績において、管理技術者又は担当技術者の経験を有する者であること

(エ) 管理技術者及び担当技術者は工事監理者を兼ねることができない。

(オ) 参加申込書提出期限において、3か月以上雇用関係が継続していること。

#### ② 施工業務に当たる者

建設工事の種類	建築一式工事
入札参加資格の認定等に関する	ア 入札参加資格要綱第7条の規定に基づき、建

<p>る事項</p>	<p>築一式工事に係る入札参加資格の認定を受けており、等級区分が特A級又はA級に格付けされていること。</p> <p>イ 施工業務を行う者については、宮崎県内に本社、支社、又は営業所を有する者で、かつ築一式工事に係る等級区分が特A級又はA級に格付けされている者が1者以上含まれること。</p>
<p>建設業の許可に関する事項</p>	<p>建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けている者であること。</p>
<p>施工実績に関する事項</p>	<p>施工業務を行う構成員のいずれかにおいて、平成21年4月1日から令和6年5月2日までに工事及び引渡し完了した新築に係る築一式工事で、元請として3階建て以上かつ駐車台数100台以上の立体駐車場の施工実績（JV構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有する者であること。なお、実績に係る発注元は問わない。</p>
<p>会社の工事成績に関する事項</p>	<p>宮崎県が発注する建設工事の工事成績がある者にあつては、今年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。</p>
<p>配置技術者等に関する事項</p>	<p>ア 管理技術者は、一級建築士又は一級施工管理技士、若しくはそれと同等以上の資格を有し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けていること。</p> <p>イ 現場代理人は工事現場稼働中において、現場に常駐し、発注者と連絡が取れるものを配置すること</p> <p>ウ 建設業法に従い、本業務の建設工事に対応する技術者を専任で配置できること。</p> <p>エ 配置技術者はいずれも参加申込書提出期限において、3か月以上雇用関係が継続していること。</p>

5 企画提案競技実施の公示方法  
 県庁ホームページにより公示

## 6 応募の手続等

本事業に募集に係る手続等は、次に定めるところによる。

### (1) スケジュール

実施公告	令和6年5月2日(木)
参加表明書等の受付期間	令和6年5月2日(木)～5月16日(木)
現地視察	令和6年5月10日(金)
参加表明に関する質疑の受付期間	令和6年5月2日(木)～5月10日(金)
参加表明の質疑に対する回答	令和6年5月13日(月)
プロポーザルに関する質疑の受付期間	令和6年5月2日(木)～5月13日(月)
プロポーザルへの質疑に対する回答	令和6年5月17日(金)
参加資格要件の審査(1次)	令和6年5月20日(月)～5月23日(木)
参加資格審査結果通知	令和6年5月24日(金)
企画提案書等の受付期間	令和6年5月27日(月)～6月11日(火)
プレゼンテーション審査(2次)	令和6年6月中旬～6月下旬
審査結果通知	令和6年7月1日(月)
受注候補者との協議	令和6年6月下旬～令和6年7月中旬
仮契約	令和6年7月下旬
契約	令和6年9月下旬

(注) スケジュールは多少前後する場合があります。

### (2) 参加表明書等の提出

企画提案競技に参加を希望するものは、下記により必要書類を提出すること。

#### ア 提出書類

- (ア) 企画提案競技参加申込書(様式1)
- (イ) 会社概要書(様式2)
- (ウ) 業務実績書(様式3)

- (エ) 実施体制図（任意様式）
- (オ) 責任者・担当者経歴書（様式4）
  - ※「参加表明書の提出」時には、今回の企画提案競技の一連の手続きの責任者・担当者（代表となる方のみ）を記入すること。
- (カ) 一級建築士事務所登録通知書の写し
- (キ) 配置予定技術者の保有資格に関する免許証等の写し
- (ク) 3階建て以上かつ駐車台数100台以上の立体駐車場の元請施工実績を証する書類（任意様式）
- (ケ) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- (コ) 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式5）
  - ※宮崎県内に居住している者を使用している場合に限り提出すること。
- (サ) J V協定書（任意様式）

イ 提出部数

正本1部

ウ 受付期間

令和6年5月2日（木）～5月16日（木）まで（受付時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。））

エ 提出方法

持参又は書留郵便による郵送により、本要領中「11 問い合わせ先及び申込先」に提出すること（受付期限までの消印有効）。なお、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。なお、提出後、記載事項に変更がある場合は、5月16日（木）までに参加申込書記載事項変更届出書（様式10）を提出すること。

(3) 質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は様式11又は様式12の質問書により、電子メールにて本要領中「11 問い合わせ先及び申込先」へ提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

イ 受付期間

参加表明に関する質疑 令和6年5月2日（木）～5月10日（金）午後5時まで  
プロポーザルに関する質疑 令和6年5月2日（木）～5月13日（月）午後5時まで

ウ 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、以下の日程で参加表明書を提出した全ての者に電子メールにより回答する。

参加表明の質疑に対する回答 令和6年5月13日（月）

プロポーザルへの質疑に対する回答 令和6年5月17日（金）

(4) 現地視察

ア 日程

令和6年5月10日（金）午前10時30分から正午まで

※現地の確認や、施工における注意点等の説明。

イ 申込み期間

令和6年5月2日（木）～5月8日（水）午後5時まで

ウ 申込み方法

現地視察の申込みは、本要領中「11 問い合わせ先及び申込先」へ、様式14により電子メールにて申し込むこと。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書等提出書（様式6）

(イ) 企画提案書（様式7または任意様式）

※A3サイズとなる場合はA4に折り込み、ファイリングを行い提出すること。

(ウ) 図面

- ・全体のイメージ図
- ・施設配置図
- ・施設平面図
- ・施設立面図（4面）
- ・施設断面図（2面）
- ・設備プロット図
- ・仕上表、建具表
- ・その他の必要な図面

※図面はA3サイズをA4に折り込み、ファイリングを行い提出すること。

(エ) 設計・工事工程表（任意様式）

※A3サイズとなる場合はA4に折り込み、ファイリングを行い提出すること。

(オ) 配置予定技術者の名簿（様式8または任意様式）

(カ) 責任者・担当者経歴書（様式4）

※各技術者等の資格や従事した経歴等が分かる資料を添付すること。なお、資格や従事した経歴等は、必要最小限の記載とすること。

(キ) 見積書（様式9または任意書式）

※積算内容が分かるように記載すること。

※宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

※押印は1部のみで可。

(ク) 誓約書（様式13）

イ 提出部数

正本1部、副本6部

ウ 受付期間

令和6年5月27日（月）～6月11日（火）

（受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。））

エ 提出方法

持参又は書留郵便による郵送により、本要領中「11 問い合わせ先及び申込先」に提出すること（受付期限までの消印有効）。なお、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。

オ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対

象としない。

## 7 参加資格要件審査（一次審査）

提出された参加表明書等の書類をもとに、「4 資格要件」で規定する要件を満たしているか審査を行い、その結果を令和6年5月24日（金）に参加者に電子メールにて通知する。

参加資格要件を満たす事業者として通知を受けた参加者は、6（5）で記したとおり企画提案書等を受付期間中に提出するものとする。

## 8 プレゼンテーション審査（二次審査）

プレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案者を受注候補者として選定する。

### （1）選定委員会

企画提案の審査は、県が定める選定委員会において審査する。

### （2）審査手順

ア 参加資格要件を満たす事業者を対象とし、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、評価点数が最も高い提案者を受注候補者とする。

イ 最も高い評価点数を獲得した提案者が複数あるときは、見積額がより低い者を受注候補者とする。

### ウ 審査方法

別添の「環境配慮型県庁立体駐車場整備事業企画提案競技審査基準表」に基づき評価する。なお、プレゼンテーション審査の日程及び実施方法等については、参加資格要件審査結果通知に併せて通知する。

### エ 審査結果

プレゼンテーション審査に参加した全ての者に通知する。なお、審査結果に対する質問や異議には応じないものとする。

## 9 契約の締結等（受注候補者との協議）

### （1）仮契約の締結

受注候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行い、合意に至った場合、受注候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を締結する。その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。

なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次点の者と契約締結の協議を行うこととする。

### （2）本契約の締結

本事業に係る契約には、県議会の議決を要するため、当該議決を経た時に本契約が成立するものとする。ただし、本契約の日までに参加資格要件を満たさなくなった時は、本契約を締結しないものとする。

### （3）契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 1 0 その他留意事項

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 本企画提案競技及び本業務の受注を通じて、法令を遵守すること。
- (3) 企画提案及び契約手続に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しない。
- (6) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ア 参加表明書等の提出以降、契約締結までに、本要領中「4 資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
  - イ 提出期限内に企画提案書等の提出がされなかった場合
  - ウ 企画提案書等の内容が環境配慮型県庁立体駐車場整備事業業務仕様書に掲げる整備対象施設の要求水準等を満たさない場合
  - エ 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - オ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (8) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

## 1 1 問い合わせ先及び申込先

- (1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁本館1階）
- (2) 担 当 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当
- (3) 連絡先 電話番号：0985（26）7018  
ファックス番号：0985（26）7638  
メールアドレス：zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp